

埼玉県訓令第七号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「決定書並びに」を削る。

別表課の文書記号の表スポーツ振興課の項の次に次のように加える。

ラグビーワールドカップ大会課

ラグ

別表課の文書記号の表中「エコタウン課

エコ

を「エコタウン環境課

エコ環

「
高齢者福祉課
地域包括ケア課

	高福
地ケ	

を「
地域包括ケア課
高齢者福祉課

高	地
---	---

ケ	福
---	---

」に改め、同表産業支援課の項の次に次のように加える。

先端産業課

先産

別表課の文書記号の表就業支援課の項の次に次のように加える。

シニア活躍推進課

シニア

様式第十三号を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。